

○沖縄県立看護大学 4 年次専門部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学学生委員会規程第 10 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学 4 年次専門部会（以下「専門部会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 専門部会は、4 年次の学生支援に関する事項について、専門的に調査審議する。

(部会長)

第 3 条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代行する。

(会議)

第 4 条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 専門部会は、専門部会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した専門部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 専門部会の庶務は、持ち回りで専門部会員において処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。